第73回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた 一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会への追加質問及び回答

問 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになって しまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されてい ます。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理が あると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。その 上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キ ープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制 度上必要だと思われます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の 条件付けについて、どのような措置が必要だとお考えですか。

(関口構成員)

(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会回答)

- 接続料制度は事業者間の協議における交渉上の優位性や市場の競争により 適切な接続条件・料金等が設定されにくい構造的な課題をふまえて規律され ているものと理解しています。仮にビル&キープ方式が事業者間協議によっ て決定される場合、交渉上の優位性によって大手事業者に有利な料金精算方 式や条件が設定されることや、特定の接続事業者との接続条件に他者との差 異を生じさせることで、間接的に特定の事業者が競争上不利な立場におかれ ることなどが懸念されます。ビル&キープ方式の実現にあたっては公平性や 透明性確保について手当が必要であると考えます。
 - (1) 約款において精算方式を明示すること。
 - (2) 接続事業者が精算方式を選択・決定すること。
 - (3) 全呼種を対象とすること (着信課金等の付加番号も含む)。
 - (4) 約款に基づく詳細な接続条件(技術的条件、精算、呼種、約款に基づかない提供機能の有無、網機能改造等)が開示されること。
 - (5) 指定事業者から提示された接続条件・状況等を他の接続事業者や総務省殿、 団体等に対して共有が可能であること。また希望する複数の接続事業者が参加する接続協議が、接続事業者側の希望によって実現可能であること。

以上